

令和 6 年 9 月 6 日 (金曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 4 日目)

## 令和6年度南三陸町議会9月会議会議録第4号

令和6年9月6日（金曜日）

### 応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

### 出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

### 欠席議員（なし）

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町 民 稅 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	菅 原 義 明 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	千 葉 啓 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 和 美 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
主 事	小 野 真 里

#### 議事日程 第4号

令和6年9月6日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第18号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第19号 町道路線の変更について
- 第 5 議案第20号 町道路線の変更について
- 第 6 議案第21号 町道路線の変更について
- 第 7 議案第22号 町道路線の変更について
- 第 8 議案第23号 権利の放棄について

- 第 9 同意第 10 号 教育委員会委員の任命について
- 第 10 質問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 11 議案第 24 号 令和 6 年度南三陸町一般会計補正予算(第 2 号)
- 第 12 議案第 25 号 令和 6 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 13 議案第 26 号 令和 6 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 14 議案第 27 号 令和 6 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 15 議案第 28 号 令和 6 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 16 議案第 29 号 令和 6 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第 1 号)
- 第 17 報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について
- 第 18 報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について
- 第 19 認定第 1 号 令和 5 年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 認定第 2 号 令和 5 年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 認定第 3 号 令和 5 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 認定第 4 号 令和 5 年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 認定第 5 号 令和 5 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 認定第 6 号 令和 5 年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第 25 認定第 7 号 令和 5 年度南三陸町下水道事業会計決算の認定について
- 第 26 認定第 8 号 令和 5 年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第 27 認定第 9 号 令和 5 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

---

本日の会議に付した事件  
日程第 1 から日程第 18 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

9月会議4日目となりました。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は脱衣を許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 議案第17号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第17号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第17号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第17号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は22ページとなります。

契約の目的、令和6年度漁港施設機能強化事業（石浜地区）防波堤整備工事でございます。

契約の方法、制限付き一般競争入札による契約でございます。

契約金額、2億8,160万円でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料23ページをお開きください。

こちらのほうで工事の概要のほうの説明をさせていただきます。石浜漁港平棚防波堤、施工延長25メートル、本体工1,524立米、上部工1,478立米、コンクリートの打設でございます。それと根固めブロック10個、被覆ブロック69個の製作設置となってございます。

工事期間につきましては、令和7年の3月31日までとしてございますが、完成の見込みといたしましては7年度初旬の見込みとなっておるものでございます。

1ページおめくりをいただきまして、24ページを御覧ください。

24ページのほうには工事箇所ということで、既に発注済みのところはちょっと灰色、グレーで塗ってございます。今回施工箇所につきましては赤塗りの部分、引き出し線によりましてそれぞれ施工数量等が記載をされてございます。それと右下のほうには断面図のほうを掲載をさせていただいてございます。

25ページにつきましては、工事請負仮契約書の写しを添付をさせていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議お願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

ただいま担当課長の説明を受けて分かったんですけれども、この計画は来年の3月の完成予定ですけれども、この24ページの図面を見ますと、この赤く着色した部分が今回実施になるわけですけれども、この先の残っている白い分、これも今後の計画としてあるのかないのかお伺いします。これで今回の4月で終わりになるのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今年度、今回の発注といたしましては、この赤着色部分のみでございますが、全体の完成予定につきましては令和9年度を見込んでおるところでございます。

議員御承知のとおり、交付金ですか、交付金の交付決定の額によって左右される部分もございますので、町としては令和9年度の完成を見込んでおるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 令和9年ということで分かりました。

あそこの路線、ここの漁港に行くまでの道が狭くて、工事中は鉄板を貼ってあるわけですけれども、地元の人たちそれでタイヤを切ったりというような、いろんな事故が起きているようなんです。その辺、業者さんがその分を、事故、車タイヤ切ったりした分を直してくれるのか、その辺どういう状況になっているのか。今後も9年まで引き続くとなると、あれを少し事故の起きないように対策を講じないといけないのかなと地元の人たちの話も出ていますので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町のほうにも当然ながらそういういろいろな御要望等を承ってございまして、ちょっとこれから鉄板等剥がしまして、舗装工事といいますか、工事をこれから間もなく施工する予定となってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） もちろん9年、この漁港の防波堤が完成した折には、あの鉄板を取って、町道、あそこは町道になっていると思うんですけども、あの整備、これ漁港が完成した暁には、あそこも整備になるのかどうか。鉄板を外して終わりになるのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、今回鉄板を全て剥がしまして、一度舗装復旧させていただくと。それと令和9年度の完成の状況を見まして、必要に応じて、また新たに直す必要があると認められる場合については、また新たに直すということで計画はしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第18号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和5年度漁港施設機能強化事業ばなな漁港（中山地区）沖防波堤整備工事に係る請負変更契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第18号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書につきましては23ページとなります。

契約の目的、令和5年度漁港施設機能強化事業ばなな漁港（中山地区）沖防波堤整備工事でございます。

契約の金額、変更前、1億9,646万円。変更後、2億1,500万500円。1,854万500円の増となるものでございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料26ページをお開きください。

こちらのほうには変更の主な概要を掲載をさせていただいてございます。消波工におきましては、消波ブロック30トン型を192個から210個、プラス18個増設するものでございます。それに併せまして、中山地区のちょうど船引き場のちょっと沖合のほうに、震災瓦礫と思われるコンクリート塊があって、なかなか引き潮の際等に船の底がちょっと危ないということで、地区からの御要望がございまして、そのコンクリート塊、約5立米でございますが、そちらのほうを除去するということで、合わせまして約1,900万円ほど増工となるものでございます。

27ページをお開きください。

27ページのほうにつきましては、それぞれ今回変更となる箇所につきまして同様に施工内容、数量、それと中段右端の部分には断面図のほうを添付をさせていただいてございます。

それと28ページのほうにつきましては、工事請負変更仮契約書の写しを添付をさせていただ

いてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ただいまの説明で、地元の人たちからの要望ということなんですかけれども、コンクリート撤去、船の底が当たるということなんですかけれども、5立米のものを撤去して、そして新たにこの30トン型、かなり大きいものですよね。それを追加が17個入れるわけですかけれども、その辺の私はその工事関係は分からぬので聞くんですけれども、その高さ的なものとか、これ大丈夫なんでしょうかね。5立米のものを取って、この17を入れるということのその高低差が大丈夫なのか。その辺中身をもう少し町民が理解できるような工事なのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案参考資料27ページを御覧いただきたいと思います。

今回消波ブロックを増設する部分につきましては、沖防波堤の部分でございます。図面のほうの下、中段よりやや左側でございますが、コンクリートですね。今回コンクリートを除去する場所につきましては、船引き場の前面でございますので、場所については全く別な箇所でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうであれば、分かりました。その船引き場の前の5立米を撤去して、船底に当たる分を撤去して、この上の消波ブロックの製作というものは、この図面の中のどの位置に、断面図があるんですけれども、断面図でなくて、この位置がどこに当たるのか、17個入れる、30トンのものを17個入れる、どこに18、17って、増減額が17とありますけれども、これはどこに入るのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案参考資料の27ページの断面図でいきますと、赤着色部分の、おおむねでございますが、赤着色とあと黒ハッチのちょうど際の下側に水上施工というちょっと記載がございますが、その上部周辺に18個を施工するということでございます。

今後におきましても、参考までに御説明をさせていただきますと、令和7年度にこのハッチ部分に39個を、30トンブロックですね、39個を設置して、先ほどと同じでございますが、補

助金の交付額にはよりますが、令和7年度で工事は完了させる予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第19号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第19号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、町道平磯連絡線道路改良事業に伴い、町道平磯線の終点位置の変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第19号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は24ページとなります。

路線名、平磯線でございます。

終点位置の変更となるものでございます。終点位置が平井田98番30地先より、平井田113番地先に変更となるものでございます。

それに伴いまして、延長が143.4メートル減となるものでございます。

議案関係参考資料29ページをお開きください。

こちらのほうに位置図を添付をさせていただいてございます。

青色線につきましては旧、今回お認めいただいて変更となった場合には、赤線ということでございます。

それと参考までに、黒い破線で平磯連絡線の位置を掲載をさせていただいてございます。

30ページにつきましては、それぞれの起終点の位置、番地について添付をさせていただいてございます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この30ページの資料の中の、課長が黒線の部分、この話が出たんすけれども、この黒線の部分、青と赤の分は分かりました。この黒線は既存のものの道路なのか、その辺もう一度、聞き逃したので、この黒線の部分もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 黒点線の破線の部分につきましては、今回の議案第19号につきましては平磯線の変更ということでございまして、この後お諮りいたします20号につきましては平磯連絡線の変更というのが出てまいりますので、平磯線、平磯連絡線、近接をしてございますので、位置関係がちょっとなかなかばらばらに出されると分かりづらいというようなところもちょっとございまして、あえて平磯連絡線のほうの路線ルートを掲載をさせていただいているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

じゃあ2点ほど伺いたいんですけども、道路なんですかとも、役場に来ようとして上がるところに、止まれなのか何か分からぬですけれども線が引いてあって、あそこの部分は将来的に止まれの表示になるのか、そのままなのか、その辺お分かりでしたら伺いたいと思います。

あともう1点なんですかとも、以前同僚議員も言っていたことなんですかとも、45号線の信号を待っているときに、道路が凍ったら危ないんじゃないかという、そういうことも指摘されてたと思うんですけども、そこで伺いたいのは、多分道路脇にボックスか何かついで、「次の路線」の声あり 今のじゃなくて。じゃあ次のに変えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第20号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第20号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、国道45号道路管理者との管理区分の協議に伴い、町道平磯連絡線の起点位置の変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第20号町道路線の変更について、細部説明をさせていただきます。

議案書は25ページとなります。

路線名、平磯連絡線でございます。

起点位置の変更でございます。変更前、平井田98番30地先。変更後、平井田98番80地先。それに伴いまして、延長が8.9メートルほどの増となるものでございます。

議案関係参考資料31ページをお開きください。

こちらにつきましても新旧で赤青ということで、新旧路線の起点位置の平面、それと先ほどの平磯線につきまして黒破線で表示をさせていただいてございます。

32ページにはそれぞれ起終点の位置、延長等について掲載をさせていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ただいま説明を受けましたが、起点側ですか。ようやく国道45号に取り付かった、そして開通になりましたが、開通直後ですか、アクセス道路から路線に向かうとき、ちょっとこうバウンドするようなことが45号線ですか、あるといろんな方からお聞きしております。確かに信号で一時止まるんですが、信号が何ていうんですか、変わりす際にスピードを出してくると、車がバウンドする状況のように思います。ですので、開通したばかりなんですが、少しこう、国交省絡み、国交省で45号管理していますので、その辺のやつにいろいろ今お願ひできるのかどうか、その辺まずお願ひしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） バウンドすると思われる地点につきましては、多分45号線の外側ライン付近というふうに推察をされるところでございますが、今、今回路線の変更をお認めいただきますと、確かに議員おっしゃるように管理区分といたしますと国土交通省の管轄ということになるわけではございますが、ちょっとその辺は国交省のほうと御相談をさせていただきたいとは思いますが、すぐに対応可能かどうかというのはちょっとこの場ではお答えができませんし、当該路線につきましては、だからいいというわけではございませんが、バウンドするということになると、ちょっと道路の形状によりまして、どうしてもスピードが出すつもりがなくとも出過ぎてしまうということがあろうかと思いますが、40キロ制限でもございますし、交差点部ということもございますので、通行なさる方々には十分御注意の上、御通行をいただければというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 確かに交差点ですので、安全を確認しながら通行する形でございますけれども、今までの旧この路線ですか、そこの場所は仙台銀行って皆さん分かりますね。その下にマンホールがあったんですね。それを移設というか、改良するために8年間かかりました。ですので、今ちょうど開通したばかりですので、どうにか8年もかけないで、近々にある程度要望してやってもらえば、初めて来る方たちも安心して通行できるんじゃないかなと思います。それをひとつお願ひしておきたいと思いますが、当町でも今、死亡事故ゼロで10年を目標に頑張っておりますので、取りあえずそういうこともございますので、構造的な面だと思うので、国交省のほうの要望をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 対応がちょっと可能かどうか、この場ではちょっと明確にはお答えできませんが、その辺につきましては、国土交通省のほうと情報共有をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 先ほどは失礼いたしました。改めて伺いたいと思います。

そこで、先ほど伝えたと思うんですけれども、こちらから降りていって、左に曲がるところに道路に線引いてあるんですけども、あれは止まれの意味なのか、どういったあれでなっているのか、それで伺いたいのは、将来的には止まれの表示等出るのか、それとも現状のままなのか伺いたいと思います。

あともう1点は、45号線の部分の境になっているところに、融雪剤等を多分置くと思うんですけれども、そういったボックス等はいつ頃設置になるのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問ですが、東浜中央線との交差点というふうに解して御回答させていただければと思います。

当該箇所につきましては、停止線、あとは止まれの標識が設置をされてございます。こちらの路線に、場所につきましては志津川環状線ですか、やっておる際にも信号機等の設置要望を県警さんの方にさせていただいているところではございますが、なかなか今新規で信号機をつけるというのはなかなか困難ということで、現状のような措置になっておるわけでございます。

今後におきましても、ちょっと今現状から申し上げますと、なかなか信号機の設置というのは交通量、その他いろいろ県警さんの基準に照らし合わせると、なかなか困難というのが現状のようでございます。

それと45号線との交差点部分でございますが、当然ながら坂道とか下り坂、すぐそこに交差点ということでもございますので、冬期間中については融雪剤のほうを設置する予定でございます。融雪剤の設置時期につきましては、寒暖の変化にもよりますが、おおむねでございますけれども、11月末とか12月末ですね。雪が降りそうになる前に設置をする予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 最初に聞いた部分なんですけれども、こちらから行って下りてちょうど

下り切った辺りの部分のことも一応お聞きしたんですけども、課長分かりますか。ちょうど曲がった、要は真っすぐ平磯に、（「黒の斜線」の声あり）分かりました。

あと、融雪剤については、ただいま課長12月末というそういう答弁もあったので、（「11月末」の声あり）11月末から12月末という、そういうふうにも聞こえたものですから、なるべく早い時期にそちらはつけていただきたいと思います。

改めて、その平磯線に行くところの部分はどのようになるのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 交通管理者等々の協議によりまして、共通の交通標識等々、あとはラインも含めて設置をさせていただいておるところでございますが、交差点部ということもありまして、今のような現状になっていると。

ただ、優先道路といたしましては、平磯連絡線と平磯線交差してございますが、平磯線側につきましては両方向一時停止の看板というふうになってございますので、優先道路については平磯線ということでございまして、交通管理者との協議の結果として、今のような形状になっているということでございます。

それと、あとは融雪剤に関しましては、今具体に月という話をさせていただきましたが、毎年大体同じ時期に設置はしておるんですけども、寒暖の状況ですね。やっぱり雪の降雪の様子等々を見ながら適宜設置をするということでございますので、何月の何日に毎年つけると、設置するというものではございませんので、その辺につきましては御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ちょっと再度場所の確認なんですけれども、役場に上がってくる部分がある、下がってもいいんですけども、前上がり下がりしていたところの道路と、要は何て言つたらいいのかな。（「黒点線と青赤が交差するところだよね」の声あり）その部分に今標識も何もなく、ただこう線が引いてあるんですけども、それが将来的にどうなるのか、そのまんまなのか、その点伺っていたんですけども、分かりますか。（「分かりません」の声あり）どう説明したらいいのかな。もう1回じゃあ。（「黒点線と青赤が交差するところだよ」「議長、議事進行」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 言葉でやり取りしても、どこの場所だか今正確に伝わっていない。質問者は一生懸命質問しているのに、答弁者がそれを理解していないので、図面を見て直接こ

こですって説明したほうがいいと思います。休憩してください。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時38分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

分かりましたか。ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第21号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第21号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、圃場整備区域との調整に伴い、町道石泉樋の口線の終点位置の変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第21号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。議案書は26ページとなります。

路線名、石泉樋の口線でございます。終点位置につきましては、変更前が宮方126番地先。変更後につきましては、宮方94番2地先となるものでございます。それに伴いまして、延長

が133.4メートル減となるものでございます。

議案関係参考資料33ページをお開きください。

こちらのほうには、変更となります新旧の赤青の路線の位置図を添付をさせていただいてございます。

それと34ページには、それぞれ起終点の位置等について掲載をさせていただいてございます。

今回町道として減となる部分につきましては、農道という扱いになるということでございまして、付け加えさせていただきたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより疑義のある方は質疑を行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。これ見ると100メーターほど、100メーターぐらい短くなるわけですけれども、今のお話、説明を聞くと、その少なくなった分が農道になるという説明のようですがれども、これ基盤整備のところからだから農道になるのか、なぜ町道から農道に少なくなった分なるのか、その辺御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） こちらにつきましては、圃場整備のほうで整備しておったということが判明したことから、終点位置の変更を今回上程をさせていただいたというものです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、あくまでもこの短くなった分は農道にするということは、町道でないから、ここを整備するときは、あくまでもその町道部分しか町でやる、管理する場合はしませんよというような、そういう解釈でよろしいでしょうか。短くなった分は農道だということに関しては。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 整備のほうは圃場整備ということで県のほうでやっていただいてございますが、農道の管理としては町でございますので、農道としての管理についても町のほうで実施をしてまいります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうであれば、町の管理となるんであれば、町道としていいんでなかろうかなと思うんですけれども、その基盤整備した部分だから農道にするというそのやり方、

手法はちょっと認識しがたいところがあるんですけれども、町道にしてて弊害があるのか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） やはり圃場整備で国のお金、農業関係のお金を注入して整備したところというところにつきましては、原則としては、やはり関係省庁のくくりというわけではございませんが、農業の関係で整備した部分については農道、あと建設省、国交省管轄で整備した部分は町道という位置づけが普通でございます。これはほかの漁港等についても臨港道路とかございますが、それにつきましても基本的には重複して認定というようなところもなきにしもあらずではございますが、原則はそういったことになります。

ただ、管理といったしましては、町道、農道との起終点がちょっと変わるということでございますが、管理は町のほうでしっかりと今後ともさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第22号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第22号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、県道泊崎半島線道路改良事業等に伴い、町道馬場舟揚場線の起終点位置の変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第22号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は27ページとなります。

路線名、馬場舟揚場線でございます。

起点位置、変更前、馬場150番8地先。変更後、馬場150番1地先。終点、変更前、馬場139番地。変更後、馬場138番3地先となってございます。変更後につきましては、延長が10.1メートル減となるものでございます。

議案関係参考資料35ページを御覧ください。

こちらのほうには変更となります路線の新旧対照ということで、赤青で表示をさせていただいてございます。

36ページにつきましては、それぞれの起終点につきまして、番地、延長等を掲載をさせていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第23号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第23号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号権利の放棄についてを御説明申し上げます。

本案は、学校給食費保護者負担金及び水道料金に係る債権について、債務者の破産手続が終

結し、免責が決定したことから、町が有する債権を放棄したいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、南三陸町議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

放棄する権利の内容については、学校給食費保護者負担金及び水道料金に係る債権でございます。

債務者については、記載のとおりでございます。

放棄する債権の額については、6万7,211円でございます。内訳は、学校給食費保護者負担金が5万7,585円、水道料金が9,626円でございます。

当該債務者は、令和5年7月5日に破産免責手続の申立てが受理され、破産手続が開始されております。その後、破産管財人による債権調査が行われ、当該債務者に係る当町の債権の額としまして、学校給食費保護者負担金が5万8,570円、水道料金が9,790円、合計6万8,360円が確定されたところでございます。

以降、破産手続が進められまして、令和6年5月23日付で破産管財人より配当についての通知がありました。学校給食費保護者負担金の配当額は985円、水道料金の配当額は164円、合計1,149円が示され、それぞれ配当金を受領したところでございます。

さらに、令和6年7月23日に当該破産手続の終結及び免責の許可が決定されまして、当該債権の額から配当金を差し引いた債権残額6万7,211円については、今後において回収できる見込みがないことから、権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決をいただくものでございます。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 同意第10号 教育委員会委員の任命について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、同意第10号教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました同意第10号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員阿部麻帆氏の任期が本年11月18日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいため、議会の同意をお願いするものであります。

阿部氏は、令和2年11月19日から教育委員会委員として本町の教育行政に御尽力を賜ってまいりました。学校教育関係に高い識見を有しておりますし、温厚明朗で地域住民からの信望も厚く、教育委員会委員として適任であると考えておりますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより同意第10号を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって本案は同意することに決定されました。

---

日程第10 諒問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、諒問第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諒問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員菅原健治氏の任期が令和6年12月31日をもって満了となること

から、その後任の委員の候補として、山内恵美子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は令和5年3月まで小学校教諭として長きにわたり奉職され、地域の子供たちの教育に御尽力いただきました。卓越した識見を有し、人権擁護活動に理解がある方であり、適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。議会として、山内恵美子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として山内恵美子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨回答することに決定いたしました。

---

#### 日程第11 議案第24号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第24号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号令和6年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和6年度普通交付税決定額に基づく調整のほか、令和5年度決算による繰越金及び東日本大震災復興交付金返還金を計上するなどしたものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案第24号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,351万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億8,468万1,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入からでございます。

10款地方特例交付金0.5%、11款地方交付税35.0%、13款分担金及び負担金0.1%、15款国庫支出金14.6%、16款県支出金5.7%、17款財産収入1.1%、19款繰入金10.4%、20款繰越金3.4%、21款諸収入1.9%。

4ページです。

22款町債9.7%、補正されなかった款項に係る額が17.6%でございます。

5ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費21.9%、3款民生費20.0%、4款衛生費10.3%、5款農林水産業費9.0%、6款商工費2.9%、7款土木費6.8%、9款教育費11.9%。

6ページでございます。

10款災害復旧費0.1%、12款予備費0.4%、補正されなかった款項に係る額が16.7%でございます。

次に7ページ、第2表債務負担行為補正の追加でございます。

1点目は、庶務管理システム導入業務です。

現状紙ベースで運用しております出勤簿、年次有給休暇、時間外勤務等の労務管理等をシステム化し、職員のパソコンにこのシステムを導入することにより、適正な労務管理を行うものでございます。システムの構築に半年ほど時間を要し、年度内に完了することが困難であるため、債務負担を設定し、来年度5月からの運用を目指すものでございます。

2点目の環境基本計画策定支援業務ですが、調査検討等に必要な期間を要し、令和7年度中に完成させるため債務負担を設定し、令和8年度からスタートする10年間の第二次環境基本計画を策定するものでございます。

次に8ページ、第3表地方債補正でございます。

当初予算において、本年度の臨時財政対策債発行額として1,000万円を見込んでおりましたが、国の臨時財政対策債発行額確定に伴い290万円を追加し、発行可能額を1,290万円とするものでございます。

続いて予算の詳細を説明いたします。

12ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

上段の10款1項1目地方特例交付金補正額129万円の増額及び11款1項1目地方交付税の9,706万4,000円の増額につきましては、今年度交付額確定等によるものでございます。

10款の地方特例交付金確定額は5,853万円、11款の地方交付税につきましては、説明欄に記載の8,406万4,000円を追加することにより、今年度の普通交付税額は36億2,406万4,000円で確定いたしました。

下段の15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の3,353万6,000円の増額補正につきましては、制度改正に伴う児童手当負担金の増額でございます。

最下段、同じく3項災害復旧費国庫負担金は、今年2月の低気圧による滝浜漁港修繕工事に係る3分の2国庫補助でございます。

続いて13ページ上段、15款2項1目総務費国庫補助金、説明欄に記載の社会保障税番号制度システム整備費補助金ですが、歳出の電子計算費負担金補助及び交付金に充当するもので、具体的な整備内容につきましては、後ほど歳出で説明をいたします。その下、農林水産業費国庫補助金につきましては、町内の汚染牧草処理に係る費用の2分の1補助でございます。

次に、16款1項2目民生費県負担金の児童手当負担金につきましては、制度改正に伴う増額補正でございます。

次に、16款2項3目衛生費県補助金80万円の増額補正につきましては、今年度制度改正により、県100%補助となりました不妊検査及び治療費補助金でございます。

最下段の16款2項4目農林水産業費県補助金の補正額6万1,000円につきましては、今年6月補正で債務負担設定をしております前年度低気圧被害に伴う水産業災害対策資金利子補給の補助金でございます。

次に、14ページをお開き願います。

中段に記載の17款2項1目不動産売払収入219万3,000円につきましては、田の浦移転促進団地1件分の売払いによるものでございます。

最下段、19款1項に記載の他会計繰入金につきましては、2目介護保険特別会計、3目後期高齢者医療特別会計、4目市場事業特別会計につきましては、それぞれ5年度決算精算分を基金に繰り入れるものでございます。

次に15ページ、20款1項1目繰越金の決算の確定により追加するものでございます。令和5年度の繰越金は、実質収支額8億4,366万6,000円で、財政調整基金に積立てました4

億3,000万円を差し引いた額になりますので、既定予算額3億5,000万円との差額分6,366万6,000円を追加するものでございます。

次に最下段、21款4項3目雑入の3節衛生費雑入は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金ですが、単価8,300円、対象3,000人の計2,490万円で計上したものでございます。

最後に16ページをお開き願います。

22款1項6目臨時財政対策債290万円の補正につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて17ページからの歳出でございます。

科目別に説明いたします。

2款1項5目財産管理費22節過年度復興交付金返還金は、津波復興拠点整備等の復興交付金に係る精算が完了したため、1億2,200万円を返還するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

11目電子計算費18節負担金補助及び交付金は、先ほど歳入で触れました国庫補助金を地方公共団体情報システム機構の自治体中間サーバー改修費に充当するものでございます。

その下、12目まちづくり推進費10節需用費は、震災記念誌500冊分の増額補正。12節委託料は戸倉西戸橋付近へ地区の案内看板を作成する委託料でございます。18節負担金補助及び交付金は、入谷林際生活センター外壁改修に伴う3分の1助成でございます。

次に、14目地方創生推進費18節負担金補助及び交付金、移住定住促進家賃補助金39万円の補正額につきましては、地域おこし協力隊などを想定した家賃補助でございます。

次に、20ページをお開き願います。

中段、3款民生費2項2目児童措置費19節扶助費の児童手当4,218万円の増額補正につきましては、歳入で触れました制度改正で、所得制限の撤廃、高校生年代までの引上げ、第3子の補助引上げ等に伴う増額分でございます。

次に、22ページをお開き願います。

上段の4款1項2目予防費12節の予防接種委託料1,659万円と、その下、5目母子衛生費19節不妊検査治療助成につきましては、歳入で説明いたしました補助金を充当して計上したものでございます。

次に、5款1項1目農業委員会費12節委託料につきましては、農地台帳システムのデータ更新とともに、国のシステムへ接続を行うものでございます。

次に、23ページ中段の4目畜産業費12節委託料2,600万円につきましては、汚染牧草処理委

託料でございます。これで町内の8,000ベクレル以下の汚染牧草に関しましては、処理完了となるものでございます。

その下、5目農業農村整備費14節300万円の農業用施設等整備工事につきましては、入谷桜沢頭首工の工事でございます。

次に最下段、2項林業費2目林業振興費24節積立金の補正につきましては、令和5年度森林環境譲与税確定に伴う積立てでございます。

次に、24ページをお開き願います。

上段の3項水産業費2目水産業振興費27節440万7,000円の市場事業特別会計の繰出金につきましては、市場排水処理施設修繕工事分でございます。

次に、6款商工費1項5目観光振興費24節積立金の8万9,000円につきましては、令和5年度入湯税確定分でございます。

次に、25ページ下段からの7款土木費4項2目公園費12節委託料170万円の補正につきましては、照明設備設置に係る基本設計及び実施工事務委託料でございます。

その下、14節工事請負費は、せせらぎ公園撤去工事等でございます。

次に、26ページをお開き願います。

9款教育費1項2目事務局費の7節報償費につきましては、部活動地域移行準備委員会委員10名分の謝金を計上したものでございます。

同じく12節委託料、基幹系システム設定委託料121万円の増額補正につきましては、育英資金の返還に関して、コンビニでの支払いを可能にするための設定を行うものでございます。

次に27ページ、2項小学校費1目学校管理費、最下段の12節委託料30万円の補正につきましては、志津川小学校支障木伐採に係る委託料でございます。

次に、28ページをお開き願います。

10款災害復旧費1項3目漁港施設災害復旧費14節工事請負費につきましては、歳入で説明いたしました滝浜漁港船揚場ブロックの災害復旧工事でございます。

最後に、12款予備費につきましては、今後の災害等も踏まえた財源調整のための補正であります。

以上、細部説明とさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行なってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、4点お伺いいたします。

まず、7ページですね。債務負担行為補正が出ております。先ほど課長説明では、労務管理のシステム改修ということなんですけれども、この中にいろいろ時間外とか、いろいろありましたけれども、給与の関係はこれに含むのか、手当などの計算システムがこれに入るのかどうか。単純に先ほどは労務管理ということだったんですけども、その辺の詳細をお伺いします。

それから、ページ数が25ページの土木費、都市計画費の公園費の中で、14節の工事請負費、せせらぎ公園撤去工事680万円出ております。ここ震災のときからかなり大きな石なんかありましたけれども、その石を撤去すると解しますけれども、どのように、これどこにこの石を撤去して終わりなのか、どこかに運ぶとか、どういうことが考えられるのかどうか、その辺お伺いします。

それから、26ページの教育費の事務局費、12節委託料、基幹系システム設定等委託料120万円ほどですけれども、これコンビニ納付ができるためのという説明でしたけれども、ここ教育事務局費だけで全部終わるのか、ほかにももっと担当課があるはずですけれども、納付書を発行しているところがあるんですけども、これで最後なのか、ほかのほうもあるのか、その辺お伺いします。

それから、27ページ、教育費、学校管理費の中で、報酬257万4,000円、会計年度任用職員の報酬が減額になるわけですけれども、任用職員がいなくなると、これを見ると減額だから必要ないという解釈でいいのか、4点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目の庶務管理システムでございます。

これにつきましては、給与システムとは別で、要は出勤退庁、あとは年次有給休暇、時間外勤務ですね。この3つを新たにというか、システム化するというふうなところで、給与とは関係ございません。

あと4点目にございました27ページですか。学校管理費ですね。これにつきましては、会計

年度任用職員の人数というよりは、人数もたしかそうだったと思うんですけども、1日当たりというよりも、時間で計算をし直して、この金額が減額となるというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、2点目のせせらぎ公園の撤去工事について御説明を申し上げます。

今回の工事のほう、予算上は撤去工事というふうになってございますが、石碑及び主な庭石につきましては、志津川駅といいますか、旧JR気仙沼線沿いの公園側にスペースがございますので、そちらのほうに移設をすると。それとあとコンクリート、あとは平板ブロック等々につきましては撤去して、最終的には現状のせせらぎ公園跡地につきましては整地をするというような内容となってございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、3点目の26ページの委託料の関係でございますけれども、こちらについては育英資金に関するものの納付に係るコンビニでの納付ができるシステムに進めていくというところでございまして、ほかのほうもあるのかという御質問につきましては、ほかの歳入金もあるわけではございますが、今回は育英資金の納付に係るシステムの改修ということにさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、7ページのほうから、労務管理、単純な労務管理システムの改修ということなんですけれども、今後においてこの給与の部分もシステム化したほうがいいんでないかなと思われるんですけども、その辺の見通しがあるのかないのか、その辺をお伺いします。

それから、せせらぎ公園の件は、志津川駅のほうの公園があるんですか。先ほどの建設課長の答弁ですと、駅の志津川駅のところに裏側だか表だか分からんんですけども、公園があるのでそちらに運ぶというような、聞いたんですけども、そうするとこここの場所、今せせらぎ公園となっている場所が平地にするということなんですけれども、今後の利活用、その辺も含めてお願いします。

それから、26ページのコンビニの育英資金の分が、納付書をコンビニでも支払い可能ということを説明でしたけれども、教育委員会さんだけでなくて、コンビニ支払いしているところがいっぱい担当課あるわけです。こうしたところの各ほかの担当課も全部コンビニ支払いが

可能に今なっているのか、今後コンビニ支払いに移行するものがあるのか、その辺お伺いします。ここに出てているのは教育委員会の部分だけですけれども、ほかの部署でもあるのかということです。

それから報酬については、27ページの報酬については、人数ではなくて時間外の計算、時間数でぼっていった計算だっておっしゃいましたけれども、それにしても257万4,000円が減額になるということは、これで間に合うんですかということです。257万円減額して、今度は年末とか、そういったときには任用職員の報酬が足りなくなることはないですかという心配なんです。その辺、再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、1点目でございます。

今回庶務管理システムということで整備いたしました。給与システムについては、もう既にシステム化されております。したがって、今回は庶務管理のみの改修というところです。

4点目につきましては、当初多めに月額で掛ける人数で取っていたそういった報酬ですね。それを勤務体系によっては日額で支払う方もおりますので、それを月額から日額に計算をし直して、今回減額をしたということでございます。議員御心配の足りなくなるということはないというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 移設位置につきましては、線路用地と復興祈念公園の間にスペースがございますので、そちらのほうに石碑及びに主な庭石のほうを移設をするということでございます。

それと現在のせせらぎ公園跡地につきましては、具体的な土地利用としては、今のところは具体的のものというのではないというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、初めに私のほうから、改めて育英資金の分について御説明させていただきます。

御承知のとおり、育英資金となりますと、県外から納付をしたいという方もいらっしゃいます。現状の納付手段につきましては、金融機関でしか納めることのできない納付書の扱いになっておりまして、こちらについては育英資金に係る事務の課題の一つとなつてございました。

それで今般、返還者の利便性の向上を図るために、そういう県外からの払込みの多い育英資

金を、まず新たにコンビニ収納を導入するための検討を進めてきてまして、今回予算計上とさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ただいま教育委員会のほうからお話をございました部分で若干補足をさせていただきますと、議員の御質問で他の部分もといったことでございましたけれども、今回の予算要求といった部分につきましては、事務局長から御説明ございましたとおり、喫緊直接の課題というものが存在するということですので、御理解を賜りたいと思います。

また、一方で歳入金全体といった考え方でございますけれども、御指摘のコンビニ収納といった手法に限らずして、今現在はネット経由等で、例えばクレジット払い等といったものを各種税等にも県レベル等では投入されてございます。

当課のほうで今、行政改革といったことも今年度から所管させていただいてございまして、その歳入金の受け取り、受領の仕方といいますか、納めいただく際の手法、手段といったものについては、今トータルでどういった歳入金を対象にして、どういった手段を現実的に可能なものかといったことですみ分けをしましょうということで、まさに検討を進めている段階でございますので、現段階ではそういった回答で御理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） システムの件は給与が入っているということなんですか、これはいつから入って、今年からなのか、去年からなのか、その辺回答をお願いします。給与のシステムですね。

それから、ただいまのその他の育英資金だけでなく、いろいろあるわけですよね。歳計外とかいろいろ、そういうものもあると思うので、今後そういうものも利便性を考えたとき、支払うほうの、そういうものを利便性考えた場合、早期に納付ができるような段取りをしていくべきでなかろうかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 給与システムにつきましては、もう既に合併時から入っております。当然ながら旧町時代からも入っている、給与システム自体は、整備されておりました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 歳入金をお納めいただく手段でございますけれども、今議員がお話をございましたとおり、利便性の向上といったものに資するといった観点から広く採用すべき

と考えております。

ただ、一方で各種制度、法令等ございますので、そういったものに照らし合わせながら、そういうことを逸脱しない範囲の中で今申し上げましたとおり、利便性と並びに要する経費、費用といったものとも照らし合わせながら、検討を進めさせていただいているといった段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 3回終わっています。ほかにございますか。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、私からは2つの項目で3点になるかと思いますが、お聞きしたいと思います。

まず1つ目は、ページで示しますと15ページ、歳入のほうでございます。

21款諸収入、売上金があったから聞くわけではないんですが、総務費雑入の震災記録誌売上金についてお聞きしたいと思います。一応これ作成し発刊して、各関係機関ですとか、いろんな方面にも配布はされたということで伺っておりますし、今回売上金は売上金としてももちろん計上はされたんですけども、お聞きしたいのは、改めてではありますけれども、今後新たに増刷して配布予定があるのか、または配布された場所はもうあるにせよ、それ以外にも希望があった場合に何か取得するすべがあるのかどうか、そこをまず1点目お聞きしたいと思います。

それから2つ目の質問は、ページは25ページ、前段で同僚議員も質問させていただきましたが、7款4項2目の14節でせせらぎ公園のほうは、今内容のほうは理解したんですけども、旧志津川駅側に運ぶものもあるということでお伺いしました。そこは当然あれですかね、石をただ単に保管するだけじゃなくて、何かこれはこういう石ですというものをお知らせするというか表示するものが、そういった企画があるのかどうか、震災遺構物でもあると思いまして、そういう工夫がなされるのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

そして質問3つ目が、その上の段の旧防災対策庁舎照明設備設計業務委託料計上されております。これは旧防災対策庁舎の照明を設置するということで、もうこれは決定という理解でいいのかどうかと、照明を設置することになった理由というのは何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは私のほうから、15ページ歳入の部分で雑入に震災記録誌売上金ということで50万円計上させていただいてございます。

伊藤議員からお話をございましたとおり、おかげさまで何とか繰越し等ございましたけれども、

昨年度震災記録誌といったものを発行させていただきました。議員皆様のお手元にも5月頃にお届けさせていただいておったと記憶しておりますが、当初の段階で500冊印刷をさせていただきまして、関係機関等に配布をさせていただきました。既に残が20冊を切るような形になってございます。もちろんその500冊というのは各関係機関等に無償で配布をさせていただきましたけれども、一方で住民の方々と、あるいは町外の方々も含めまして、どうにかこの記録誌といったものを入手できないのかというお問合せが、この春以降結構な数が届きました。お1人で、町外にお住まいの子供さんにも送りたいので、何冊か欲しいといったお声もございました。

そうした中でいろいろ我々のほうで検討させていただくに当たりまして、一旦ホームページ等でも公開をさせていただきまして、また、図書館のほうにも置く形にさせていただきまして、一般の方々の閲覧等に供させていただいておるんですが、やはりお声の中には、自分のものとしてじっくり御自宅等で読みたいと言ったお声がございまして、そういうお声に応えるということで、今回歳出のほうでも計上させていただいてございますけれども、お話をございましたとおり、増刷といった形で予定をさせていただきまして、今年度については100冊程度売り上げるだろうと見込みの下に、この歳入を計上させていただいているといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目のせせらぎ公園の件でございますが、石碑と一部主な庭石を移しただけですと、確かに何これということになりますので、当然ながら説明板というものを一応設置をするということで一応考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 旧防災対策庁舎の関係でございます。決定かといふうな御質問に関しましては、決定といふうなところでございます。理由につきましては、以前から要望あったんですけども、周辺が暗いといふうなところの中で、周辺を見やすいように照らすといふうな内容の工事でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、震災記録誌については非常にニーズが高いということもあると思いますし、それは何でしょうね、今年だけではなくてこれからもずっとそういうふうになっていくのではないかというふうに思うんですが、これは御希望は、恐らく欲しいという方は直接問合せ等々はされると思うんですが、それ以上に、まずその記録誌の存在をまだ

まだ知らないですか、本当に南三陸町が作っているんですかというふうにちょっと思っている方もいらっしゃるのかなというふうに思いますので、そういった広く逆に周知するというのは考えとしてあるかどうか、その点を追加でお聞きしたいと思います。

それから、せせらぎ公園の撤去工事については、今課長答弁ありましたとおり、どんな石であるかというのは、もちろんお伝えする仕掛けはしていただきたいと思うんですけども、さらにこれはお願いというか要望というか、もしかなうのであればというお話なんですけれども、このせせらぎ公園という公園自体が、かなり思い入れの方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。これは特に志津川地区にお住まいの皆様がそうなのかなと思うんですけども、何かたしかこれモアイのときも同じようなことを聞いたんですけども、撤去するときに、やはり大々的なセレモニーではなく、何か本当に当時をしおぶような、思うような企画があってもいいのではないかというふうに思うんですが、そういういた考えがあるのかないのか、ないと言えばそれまでなんですけれども、そういういた企画が考えられるかどうかという部分を追加でお聞きしたいと思います。

それから、防災対策庁舎の照明については、今暗いという、周辺が暗い、これは危険ということで理解はするんですけども、もっとその総合的な理由で決めたのかなというふうに捉えたんです。単に暗いだけじゃなくて、防犯のためとか、あと夜になかなか公園に行く方というのは数は少ないと思うんですが、本当に夜間についても照明をつけることによって、人がそこまで移動することを、何でしょうね、入り込むと言ったら変だけれども、そこまで行くことを想定しての決定なのかどうか、検討なのかどうか、そこを追加でお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 本町の震災記録誌、その存在を含めて周知ということでございます。ホームページのほうにはデータ掲載しましたものの、そもそもといった部分の御指摘かと思いますので、見せ方といった部分で、なお検討させていただきたいと考えてございます。

また、町民の方々、御認識いただいた方々からはそのように何とか入手できないのかといった御連絡をいただいておりますけれども、一方でそもそも町民の方の中にも町で記録誌といったものを作成したといったことを御存じない方もいらっしゃるかと思います。予算のほうお認めいただきました後は、納期等が確定しました以降において、町の広報紙等を通じまして、この販売といったことを広く周知を図らせていただきたいと現段階では考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目のせせらぎ公園の撤去に当たってのセレモニー的なものということでございますが、現段階では予定はしてございません。その代わりといってはなんですが、案内板といいますか、説明板等には四季の歌の歌碑とかございますので、その内容等については記載をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 先ほど総合的な考え方というふうなことでございましたので、ちょっと詳しく説明をさせていただきます。

旧防災対策庁舎につきましては、御承知のとおり、今年度7月1日から町の所有ということ維持管理をさせていただいているところでございます。東日本大震災からの教訓を踏まえて、今後災害の風化ですか防止、あとはそれを伝承していくというふうなことの中で、町として安心・安全なまちづくりというふうなことを掲げて、毎月1回放送をしたりしているというふうなところでございます。

実際、現在町民の6人に1人は震災を経験していないというふうな状況でございますので、今回津波、地震といったそういった自然災害に限らず、日常として想定、予測といったそういった危機の回避等をするべきだというふうに思っております。

その中で、防災対策庁舎につきましては、本町の町並みに溶け込んだというふうなことは、現状事実としてはある一方、なかなか普通ですか、通常といったものに起因するものではないというふうなところでございますので、そういったシンボルというふうなことをあえて着目ということではなく、南三陸町安心・安全の日とか、あとはお盆ですか、3.11というふうなところで照明をつけるというふうな部分というふうなことで、毎日例えば来庁者の安全のために電気をつけるというふうなところではないといったところです。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、1点目の震災記録誌については引き続き、何でしょうね、活用策というか、特に教育現場において、すごくこれはまた継続的に活用すべきものというふうに思っておりますし、それは町内だけじゃなくて町外の方々もそうかなというふうに思っておりますので、その点はまた引き続き何かの機会に議論できればなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

追加ですみません、お聞きしたいんですけども、1点だけ、防災対策庁舎の照明設備については、今後まだ設計業務の委託段階ということで、具体的に何かどうのこうのというのは

まだ出てきてはいないと思うんですけども、今課長答弁してくださいましたように、シンボル的な形で取られる方もいらっしゃると思いますし、あくまで安心安全という観点から照明をつけるということでもありますので、そのメッセージの何でしょうね、出し方を適切にというか、正しく行っていただきたいなという気持ちはあります。どうしてもライトアップされてしまうと、何でしょうね、SNSとかもそうですけれども、人を集めの材料ですとか、何かこう観光の景色とはまたちょっと質は違うんですけども、ただ、やはり町をPRするときの材料の一つにもなり得るということも考えられると思いますので、ただそうなってみると、まだ活用策等もなかなか住民レベルでも話し合っていない中で、メッセージの出し方を間違えてしまうと、何かこうまた、言い方は悪いですけれども観光の材料の一つ的なものになってしまいるのは好ましくないと思うので、そのメッセージの出し方、今後慎重にでもあり、適切にでもありということを私は考えているんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 議員おっしゃるとおりだというふうに思います。町としても、確かにややシンボルというふうな建物ではございますけれども、先ほど説明したとおり、メッセージの出し方、あとは表現の仕方、単なる人集めではないよというふうな部分も踏まえて、適正な管理運営に努めていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補正予算の質疑を続行いたします。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 3点ほどお伺いします。

まず1点目は20ページ、民生費からです。

児童手当の話ありました。国の方針が決まってということであったので、各対象世帯にはもう既に通知が書類等が行っていると解しています。中身自体は説明ありましたとおりで、幅広く今回対応できるようになっています。第1子の枠、ちょっとこう上げてみたりとか、対象になりましたとか、所得の撤廃であったりという中身だったと思うんですが、何を聞きた

いかというと、その給付されるまで滞りなくできるのかというところをお伺いしたいと思います。

というのも、国から来ました。じゃあ給付しますとなったときに、大体システムの改修にちょっと手間取ったり、職員さんの何ていうの、お仕事ですからあれですけれども、そういうところに時間を使したりという話がよくあつたりするものですから、そこを確認したいと思います。

それから26ページ、教育費のほうです。

部活の地域移行のお話がありました。謝金で10名分というお話でしたけれども、これ会議を開くと思うんですが、検討する上で、回数的には1回ぐらいを見込んでいるのかなというところなんですが、その委員の構成のメンバーとか、その辺のちょっと詳細をもう少し説明いただきたいと思います。

それから27ページ、これ小学校の樹木伐採、志津川小学校だというお話ですけれども、本数だったり、その場所というか、数的なものはどの程度あるのか。意外と林業のお仕事って結構高いという私はイメージあるんですけども、一番重要なのは子供たちの安全、あと学校の運営というところで支障がないか、できれば長期休み、夏休み中とかにも可能だったのではないかとかと思うんですけども、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 児童手当の給付についての御質問でございました。国のほうの異次元の少子化対策の中心的な施策として、この児童手当制度が改正されたといったところでございますが、何分準備期間、それから支給までの時間、時間が短い、非常にタイトな中の準備ということになってきております。

システム改修というお話をございましたけれども、こちらについては6月補正のほうでこの改修費を上げさせていただいて、既にシステムの改修作業というのは終えているといった状況となっております。

この後、対象の方からの申請をいただいた後に、システムに入力していくことになれば、その部分に関しては円滑に進むんだろうなというふうに、現時点では特段そこに関しての不安は持ってはおりません。

この手当の改正については、今年の10月分からが手当が拡充されるといったところでございまして、最初の支給日が10月、11月分を12月に支給するといったところでございますので、遅滞なく進められるように、今後も事務を進めてまいりたいと思います。あと、一方で申請

書をしっかりと出していただくということがございますので、その点についても今月、それから来月号の広報紙のほうで周知をさせていただく予定としております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私のほうは報償費のところの部活動地域移行準備委員会の委員の謝金につきまして御説明申し上げます。

まず、会議の回数については2回程度を予定しております、メンバーにつきましては中学校の校長先生であったり、PTAの会長さん、さらには体育協会等、社会教育団体の方々を含めて10人程度というようなことを想定しております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 27ページの志津川小学校の樹木伐採の委託料の関係ですけれども、場所につきましては、志津川小学校校庭南側ののり面になりまして、個人のお宅との境のところが、以前にも支障木があつたりして、大変御迷惑をおかけしているところだったんですけども、そちらのところでまたちょっと支障になっているというところでございまして、本数については2本ほどというところになっております。

それから、その工期のことについてなんですかねとも、お話をとおりだと思いますが、ちょっと予算の都合もありまして何ともできかねましたので、今回補正ということで予算計上させていただいて、伐採を実施する作業に当たりましては、学校側と、それから作業してくれる業者さんと十分に安全面を確認しながら、子供たちに危険が及ばないように作業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 1点目と3点目は分かりました。それぞれの担当の中で滞りなくやっていただきたいと思います。

それから、2点目の地域移行の話ですけれども、ようやく準備委員会立ち上げて検討入っていくわけですけれども、ある程度のスケジュール感、見込みみたいなのというのは、その先の部分ですね。どのようになっているのかだけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） スケジュールでございますけれども、今回出させていただきましたこの準備委員会というのは、今年度本格的に議論をする前の準備委員会ということで、次年度には本格的な検討委員会という形で、委員の数も増やしながら具体的に検討していくますが、今回の場合には、これまで教育委員会内部、さらには校長先生の聞き取り、さらには校長先

生と教育委員会の協議等々を踏まえて、どんな議論が必要なのかというところが定まってきたので、そういったところを準備委員会の委員の皆様にも御提示をしながら、今後の具体的なスケジュールを検討していきたいというところでございます。

この部活動の休日の地域移行については、様々な取組が各地で取り組まれていて、本当によく南三陸町でも具体的な検討に入ったわけですけれども、何より子供たちに不安を抱かせないように、しっかりと議論の様子であったり、そういうところも広げながら、今の中学生、さらにはこれから中学校で頑張りたいという、部活動で頑張りたいという小学生の皆様にもしっかりとお伝えしながら、本当にみんなが満足するような形になればなというところで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 伺いたいことはほとんど聞いていただきましたので、私1つだけ、25ページだったと思いますけれども、せせらぎ公園について、撤去のスケジュールを教えてください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 撤去のスケジュールということで、詳細のスケジュールにつきましては発注後ということになりますが、今議会で予算をお認めいただいた後に、早々に工事のほうの発注等を行って、年度内には完了させたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、何点か伺いたいと思います。

まず、ページ数、初め22ページ、母子衛生費の扶助費について伺いたいと思います。

こちら不妊治療関係の補正なんですけれども、県から80万円、そして町で上乗せの分が100万円と、そういう計上されていますけれども、町の分の計上なった分のいきさつというか、そういった部分をお聞かせいただければと。あと、この助成の場合、保険適用とそうでない治療もあるみたいなんですが、そういった区分あるのか、そして大体何割ぐらいの助成、その治療費に対して何割ぐらいの助成になるのか、そこを伺いたいと思います。

あと2つ目は、ページ数23ページ、汚染牧草に関して伺いたいと思います。

今回これで、この補正で完全に処理というんですか、なくなるというそういう説明だったんですけども、そこで伺いたいのは、参考資料の38ページに、処理が焼却による処理となっていたんですけども、以前だとすき込みだったはずですが、それが焼却に変わったこの理由というんですか。そこを伺いたいのと、あと、この2,600万円の内訳が収集、積込み、焼却

処理実施費となって、もし詳しい内訳が教えていただけるんでしたら教えてほしいと思います。

あともう1点、先ほど同僚議員も聞いていたページ数26ページ、部活の地域移行について伺いたいと思います。

ほとんど聞いていただいたので、私お聞きしたいのは、今回補正ということだったので、スケジュール感は急ぐというか、早まるのかなというそういう思いがしたんですけども、今回は準備段階の委員会ということで分かったんですが、それで本当の検討委員会を立ち上げるときに数も増やすというそういう説明ありました。

そこで伺いたいのは、先ほど教育長答弁あったように、今のこの通っている生徒さんの親御さんとかと、これから通う親御さんたちの意見というか、そういったのを聞きたいということなので、そうすると、大体いつ頃から移行するというふうになった場合、その年代に合わせるような形で、そういった親御さんの意見も聞く必要があるんじゃないかと思いますので、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 不妊検査、不妊治療の関係の御質問でございますが、まず今回補正で計上させていただきました、この検査治療費助成金の内訳について、若干御説明をさせていただきたいと思います。

大きく分けて3つございまして、まず1つが不妊検査費の助成金。医師が不妊症の診断のために必要と認めた検査費用において、3万円を上限として助成するものでございます。

それから、不妊治療費。こちらは保険適用となる不妊治療と併せて実施された先進医療に係る分として、上限5万円を1回当たりですね。1回当たり5万円を上限として助成するものでございます。

今申し上げました1つ目、2つ目につきましては、県の助成事業として、今年度から新たに創設されたものであります、こちらにつきましては10分の10県からの助成がつくというところで、歳入のほうにも計上をさせていただいております。

これに加えまして、町の独自補助ということで、今回保険適用となる自己負担分に10万円を補助するといった内容の独自助成を加えさせていただきました。いきさつといったところの御質問ございましたけれども、不妊ということで、いろいろ本当に悩みを抱える方々、1人でも多くの方々にこの助成を受けていただきたいというところが一つございますし、そういったところで何か町のほうで、どのぐらいの支援をすれば、さらにそういった方々の背中を

後押しできるのかというところを考えまして、今回この10万円を町の独自助成として計上させていただいたところでございます。

今、この今回の補正予算上では、歳入の部分はこれにはついておりませんけれども、県の少子化の関連の交付金がございまして、今そちらのほうで変更申請を今後する予定でありますので、そちらのほう交付金がつくといった段階で、また歳入のほうは計上させていただきたいと思っております。

それから、何割くらいの助成になるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この町の独自助成については、保険適用の自己負担分に充てるというところでございます。いろいろこう調べてみると、保険適用された後の自己負担分に関しては、大体数万円から十数万円程度といったところになっておりますので、全額までとはもちろんいかないまでも、ある程度、そう考えると一定の助成を受けていただけるのかなというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 汚染牧草処理の委託料の分でございます。こちらにつきましては、当年度、今年度に町有地においてすき込み処理を予定しておったところですが、地域住民、周辺の方々に御説明をさせていただいた際に、やはり不安の声といいますか、そういうものが非常に多かったということで、内部でもいろいろ協議をしたんですが、なかなかちょっとその不安を取り除くのが難しいということで、別な方法をちょっと考えて、今般は県外処理という形で処理を考えております。

こちらにつきましては、相手方との、その処理先との協議の中で特定されるというか、処分方法とか、そういうものは基本的には控えてほしいということでしたので、申し訳ありませんが、その部分はちょっと答弁は控えさせていただければと思います。

それから事業費の部分ですが、今回補正2,600万円なんですけれども、結果的には全体で6,700万円になるということにして、その内訳でございますと、収集運搬が2,250万円、積込み、破袋が850万円、運搬が1,300万円、焼却処理が2,300万円というような内訳になっております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 次年度以降というか、この準備委員会以降の検討委員会の数であったり人選でございますが、数については多分20名を超えるかなというような数ですし、人選につきましては、各学校の小中の校長であったり、PTAの会長さん、さらには教育団体につ

きましては、現在あるこの部活動として行っている組織の協会さん等の代表さんなどを集めて進めてまいりたいと思いますし、議論の中においては、ワーキンググループのような形で、それぞれが分担をしていきながら検討するということもあるかと思いますが、現時点ではそういった20名を超えるような方々で検討していきたいという気持ちを持っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 不妊治療に関しては、先ほど課長より答弁あったんですけれども、そこで再度伺いたいのは、一般治療と何か高度治療というのがあるみたいで、一般治療だとタイミング法とかで、1回数千円から2万円かかるということで、やはり1回だけの治療じゃなくて複数回で結果を見るということで、10万円ぐらいかかるというような、何ていうんですか、例もあって、それに対して高度治療というのがいっぱいあるんですけども、体外受精とかですと、やはり1回20万円から60万円ぐらいかかるって、それも複数回するとなると、約100万円から200万円ぐらいはかかるというそういうこともあるみたいですので、そこで今回のこの助成というか、補助なんですけれども、そういった面からも考えて十分なのかどうなのか、そのところを伺いたいのと、あとは、こういった補正が組まれて、現在今すぐにでも助成するようなケースはあるのか。

それとあともう1点、治療するとなると、うちの病院でできる部分もあるかもしれないんですけども、よそというかの病院ですることも考えられるんですけども、そういった治療先はどのように見込んでいるのか、その辺伺いたいと思います。

あと、汚染牧草に関しては、大体その内訳を見て、県外処理ということで分かりました。これまでいろいろすき込みに対して、担当課のほうは随分苦慮していたみたいですねけれども、今後焼却の方法ということで、しっかり進めていっていただきたいと思います。

あと、部活の移行のほうなんですねけれども、これ休日ということであれしているんですが、そこで伺いたいのは、私も一般質問する際に部活動の種類、人数等を確認させていただいたら、結構多い、全部が運動部に入るということで、種類が多いみたいですので、そういったことも鑑みると、どのような形、例えばスポーツクラブみたいな形で、ある種の部活の複数の種類を担当してもらうのか、そういったことも考えられると思うんですが、まだ準備委員会立ち上がった段階なんですが、こういったスタイル等は、もし教育長お持ちでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 先ほど議員お話しいただきました一般治療や高度治療、様々な

治療がございます。おっしゃるようにタイミング法であれば一般治療、それから体外受精、顎微受精のような、こちらでは生殖補助医療というくくりでおりますけれども、さらにこのほかに保険適用外の先進医療というものもございます。

先ほど体外受精のところのお話ございましたけれども、そちらについては、まずその治療については保険適用に移行されているといったところで、30万円から60万円というお話がありましたけれども、保険が適用されれば、恐らくその3割とかという、私はちょっとそういう認識であります。さらに治療の内容というか、高額医療制度というのも適用になりますので、そういったもろもろのことを考えますと、先ほど答弁しましたけれども、自己負担分については数万円から十数万円程度というところになるかというふうな検討の経緯の中から、10万円ということで制度設計をさせていただいたといったところでございます。

それから、助成するようなケースはあるのか、直近でといいますか、につきましては、なかなか現時点でのぐらいいらっしゃるのかというところは、申し訳ありません、把握をしておりません。

それから、治療先につきましては、様々な治療があって、医療機関によってはできる治療、できない治療というのがあるかと思います。やはり仙台市並びに仙台市周辺の自治体にある医療機関というのが中心になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 検討するというか、準備委員会で話し合う内容というのは本当に多岐にわたっておりまして、今お話があったように、休日の地域移行というお話ですけれども、休日の地域移行だけではなくて、平日も含めながら今後の検討ということもあるかと思いますし、あと現時点で、中学生は全て部活動に入るという皆部制を取っておりますが、これを希望制にするということも考えられますし、あとは部活動の時間であったり、回数であったり、あとは指導体制、予算面のこと、さらには話合いの中で、現時点でどのような話が進んでいるかということの広報というか、公表というか、このパブリックの在り方なども検討をしていきたいと思っております。

さらに、同時進行で行われているのは、中体連のほうでもこれからの中体連ということで、改革というか検討しておりますし、さらにはクラブチームが中体連のほうにも参加ができるということになっておりますので、クラブチームができる団体というか、そういった部については、そういうふうに移行もできるということで、本当に日々変化もありますので、そういったところを一番最初にお話をしたんですけども、不安にならないように、本当にこれ

からの部活動が前向きに、これからどういうふうな形になって、今よりもっとよくなりそうだぞというような思いを持てるような形で話合いであったり、公表なりをしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、不妊治療に関しては大体分かりましたので、何分受ける方は多大なストレスというか、そういうものをいっぱい受けて治療するみたいですので、そこでやはり、先ほど上限10万円ということで課長より説明あったんですけれども、受けたいという希望の方の年度ごとの数等を鑑みて、上限を少し緩くというか上げることも、それは可能なのかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

あと部活動のほうなんですけれども、先ほど教育長、いろいろ希望制ということも、もしかするとというそういうことも答弁あったんですけれども、私の一般質問の続きじゃないんですけど、そういう際にぜひ運動部、そうじゃない文化部等の検討もしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町のというより、まず県のほうのこの助成事業に関しましては、今年度新たに制度を創設して、取りあえずは3年間という期間となっております。県ではその間の利用状況等を踏まえて、また新たに検討するといったところでございます。

全国見渡してみると、青森県のほうでは自己負担分全額助成とか、そういう先進の事例もございますので、恐らくこの2年、3年の中で状況というのは、不妊治療の助成の状況というのは変わってくるのかなと思います。そういうところも注視しながら、町としてどの程度の助成をというところは、引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 現在部活動というのは、いわゆる運動部と文系というか、という2つあるんですけども、当然今ある吹奏楽部関係についても検討してまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 私も先進、不妊治療について、これ保険対象ということで皆さん喜んでおります。今の説明を聞きますと大部分の治療法、いろいろな種類があるんですが、大部分については保険対象でやられると。金額に応じて町のほうでも県のほうでも上乗せをして、

手出し分を少なくしているということで、大変結構なことだなと思っていますが、先ほどあった体外受精なんですが、これで出産した子供さんの数が、令和5年で7万7,000人だというんですね。全体の出生数の約1割ぐらいが体外受精で出産だと。ただ、対象する年齢が、たしか42歳かな、44歳かな、どっちだかちょっと忘れたんですが、何ていうんですかね、詳しくは分かりませんが、出産する年齢というのはあるんでしょうな。それを基準にしてやっているんだと思うんですが、42歳になる、それまでだと。駆け込みで治療を受けるという方も結構あると。なぜ43歳にならないんですかという話になってきている。その辺、課長にその根拠を説明しろって無理な話だと思うので、その辺もしあったらそういう声を出してもらいたいということです。42だったと思うんです、私。上限がね。その辺で非常に喜んでおります。

それから次は、これ24ページの、これ商工観光課だな。残業の金額、手当。二百何万だったっけか。230万円。この金額というのは、何人で何時間ぐらいになっているんだかだね。何人でね。それをちょっとお聞かせいただきたいということと、次は25ページの防災庁舎の電気照明ですか。設計業務委託170万円と。設計業務の委託で170万円というと、事業費、実際の事業費が200万円、300万円ではないだろうと。下手するとウン千万円かなと推測されるんですが、総務課長の説明ですと、以前から地域住民からの要望があったという説明でした。これ何で県有化のときにやってもらえるようにしなかったのか。7月1日に町有化なって間もないですよ。町有化なったときにこの件についてはあとは経費かかりませんかということをどなたか質問した経緯があったと思う。あまりかからないと。それじゃあいいねと。期間前に早々と町有化にした、それもいいでしょうと、経費かからないんであれば、と思っていたら、まだ1か月かそこらでウン千万円の金を出すって何のことですかこれ、と町民がお怒りになると思いますよ。その辺どのように、何で今、その話というのは、県有化のときに出なかつたんですか。そこを納得のいくように、町民がね、説明してください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 不妊治療の御質問でございましたが、議員おっしゃるとおり、こちら国県の表示というか、記載では43歳未満ということですので、42歳なんだろうなというところで、補正予算の内訳のところで、ちょっとすみません、私もお伝えできなかつたんですけれども、治療のほうの回数につきましては、これも年齢でラインが引かれているわけなんですけれども、40歳未満で6回までの治療に助成使える。それから、41歳から43歳未満の方には3回まで治療が使えるといった内容となっております。

年齢で区切ることにつきまして、国のはうでも恐らくそういった何かしらのデータに基づいてというところはあるんだろうとは思いますけれども、こちらのはうでも、例えば県内のあるいは管内の部課長会議等で、他の自治体がどのように考えているのかといったところも情報交換しながら、今後の不妊治療の支援の在り方についていろいろ議論していきたいなとうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 2点目につきまして、お話をさせていただきます。

まず商工費の時間外勤務手当の件でございます。昨年度と比べて人数も商工観光課1名増えているというふうなのもございますし、これまでの経緯、経過も踏まえて、これぐらいの時間外勤務手当が必要であるというふうなことの中で、今回補正をさせていただいたというふうなところでございます。

3点目につきましては、町有化になった後に地域住民の方々から暗いというふうな、そういう御意見もございましたし、また、最近町民有志の方々も、防災対策庁舎云々でなくて、例えば祈りの丘までの通路暗いよねというふうな話もあったというのは事実でございます。

防災対策庁舎に関して、今後費用かからないというふうなお話をさせていただいたというのは、維持管理に関しては、今後お金はかかりませんよというふうなことでの答弁だったというふうなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 不妊治療検査については分かりました。

次の残業の関係で、人数も1人増えたと。従来の残業を見越しての予算措置だという説明でしたね。

実は昨日、別な用というかあって条例見ていたんです。そしたら職員の、我が町の条例、職員の服務規程出てきたというか、見たんですがね。その中で11条を見ましたら、職員は別段の命令がない限り時間に速やかに退庁しなさいと、こうなっている。別段という意味がさ、例年これだから、これぐらいの残業やってきたからまた残業の予算を取るよと、これ別段になるのかどうかです。本来は時間だったら早く帰りなさいよと、早くというか、定時に帰りなさいよって服務規程ですから、これは。皆さんと、我々が一緒につくった規定ですからね。だから、その別段というのでちょっとね、それ答弁も、何か去年と同じぐらいとかそんなんなるんだかなと思ってね。その辺のところ上手に説明してください。上手に。

それから、維持管理か。防災庁舎ね。何です、その住民からの要望、暗いという要望が7月

1日の町有化になった後に出てきたというわけですか。今の説明ですと。その辺の根拠が6月30日に出たのか、7月2日に出たのか分かんないね。以前からという話だ。それで、多分170万円ですか、これね、設計。おおよそ何ぼぐらいの事業費見ていたのさ。この設計額だと。300万円、500万円ではないと思いますけれどもね。大体出来上がってるでしょう、そこ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 照明のほうの整備のほうの金額ということでございますが、まだ設計もちょっとしておりませんので明確なお答えはできませんが、この場ではちょっと数百万円ということで御理解をいただければと思います。まず、その詳細がこれから設計してということでございますので、そんなにきらびやかなというようなイメージのものではございませんので、それとウン千万円というようなオーダーではないのかなというふうには認識をしてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 商工観光課の部分でございます。別段の命令というふうなお話がございました。別段の命令というのは時間外とか、あとは災害があったときの待機ですとか、そういった本来の業務以外の部分にもつかなければならないというふうな部分で、別段の命令というふうな規定が設けられているというところでございます。

今回の時間外勤務手当の増額につきましては、年度始まって4月から先月ぐらいまでのそういった経緯、経過も踏まえながら、今回補正を取らせていただいて、今後も様々なイベント、行事等がございますので、そういった意味で未来を予測してという言い方がうまい、上手な説明になるかどうかというのはちょっと分かりませんけれども、そういった意味で今回補正を取らせていただいたということで御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 失礼いたしました。続いて、防災対策庁舎でございます。

以前から暗いというふうな話はあったというところでございますが、県有化から町有化に変わって、それが顕在化したというふうな御理解いただければと。町民が県に言うのと町に言うのでは、距離も違うというふうなことで御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 建設課長、170万円予算計上しているんです、設計委託料さ。この根拠、分かりたいんです。大体大まかでいいですからね。入札でないから、私聞いているのはね。

全体大まかな予算というのはどれぐらい見ているのさという質問なの。何もこれ最低価格とか何か聞いているんでないからさ。それも今からだから分からなってことですか。分からないの。すると170万円の根拠はどこから来ているんですかってことになる。3万円でもいいんでないの。分からないんだもん。10万円の電気なんだが、1,000万円の電気なんだか分からないんであれば、何で170万円という額が出てきているんですかという質問、悪い質問だべが。素朴な質問だと思いますよ。語らいねんだら語らいねと。それでいいんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 設計費につきましては、ちゃんと見積り等取りましての参考歩掛ということで、県で定めております人件費等をそれに当て込みまして、ちゃんと積算をした設計費で今回計上させていただいてございます。

ただ、工事費につきましては、その設計の内容によって、多少前後推移しますので、今現段階では明確に申し上げられないという御説明をしたつもりでございます。設計費についての積算根拠はございます。（「あるのね」の声あり）設計費はですよ。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第25号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第25号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和5年度決算に基づき、歳入において繰越金等を、歳出において

は財政調整基金積立金等をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第25号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明させていただきます。

補正予算書34ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,596万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を21億1,897万5,000円とするものです。

詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、40ページをお開き願います。

まず歳入、7款1項1目繰越金は、令和5年度決算による繰越金の増額です。

次に41ページです。

歳出6款1項1目財政調整基金積立金2,799万9,000円の増は、国民健康保険財政調整基金条例に基づく財政調整基金の積立てによるものであります。

9款予備費は、財源調整になります。

以上、簡単ですが細部説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第26号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第26号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和5年度決算に基づき、歳入において繰越金を、歳出においては一般会計繰出金等をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、議案第26号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、細部説明させていただきます。

補正予算書43ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ79万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1億8,479万3,000円とするものでございます。

詳細について、事項別明細書で説明させていただきます。

49ページをお開き願います。

まず歳入、4款1項1目繰越金は、令和5年度決算による繰越金による増額です。

続いて50ページ、歳出2款2項1目一般会計繰出金は、繰越金のうち、おおよそ2分の1の額を一般会計へ繰り出すものです。

3款の予備費は、財源調整による増額になります。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第27号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第27号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和5年度決算に基づき、歳入においては支払基金交付金繰越金を、歳出においては保険給付費基金積立金、国県支出金等の償還金及び一般会計繰出金をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第27号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書52ページをお開き願います。

今補正予算は、令和5年度決算確定に伴い必要な整理を行うものが中心となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,436万円を追加し、歳入歳出それぞれ16億5,926万円とするものであります。

補正の内容につきましては、事項別明細書で説明をさせていただきますので、58ページをお開き願います。

まず、歳入です。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、令和5年度決算確定に伴う追加交付分となります。

8款1項1目繰越金は、こちらも令和5年度決算剰余金7,290万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

続いて59ページ、歳出でございます。

2款保険給付費の1項8目居宅介護住宅改修費及びその下の5項1目高額医療合算介護サー

ビス費につきましては、当初見込みから申請額等が増加していることに伴いまして、不足見込み分をそれぞれ増額補正するものでございます。

4款基金積立金1項1目介護保険事業財政調整基金積立金は、令和5年度決算剰余金のうち、およそ2分の1に相当する3,700万円を財政調整基金として積み立てるものでございます。

続いて60ページ、5款諸支出金1項2目償還金は、令和5年度決算確定に伴い国県等の負担分のうちの余剰金を返還するため、2,539万5,000円を計上しております。

同じく5款2項1目一般会計繰出金は、令和5年度決算確定に伴う町負担分の余剰金1,097万5,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

6款予備費につきましては、財源調整のため計上しております。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時08分 休憩

---

午後2時26分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第15 議案第28号 令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第28号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、令和5年度決算に基づく繰越金の整理のほか、衛生管理型市場の管理運営に係る所要額について、歳入歳出それぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） それでは、議案第28号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算についての細部説明をさせていただきます。

補正予算書の66、67ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ928万3,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,928万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、68ページ、歳入を御覧いただければと思います。

3款1項1目繰入金、こちらにつきましては、需用費などへの充当財源として一般会計から繰り入れるものとして404万7,000円。

4款1項1目繰越金として、令和5年度分からの繰越金487万6,000円が生じましたことから、同額を補正計上するものであります。

続いて、69ページの歳出でございますが、1款1項1目市場管理費10節修繕料につきましては、排水処理施設の修繕に係る経費、11節役務費は優良衛生管理市場の認定に係る手数料、12節委託料については、衛生管理市場の認定に係る経費と排水処理施設の汚泥処理に要する経費でございます。27節繰出金は、令和5年度からの繰越金を一般会計に繰り出すため、487万8,000円を補正計上するものです。この繰出金につきましては、市場会計においては、一般会計からの繰出金を歳入して財源としておりますことから、剩余の金額を繰出元である一般会計に戻すものでございます。

なお、2款予備費につきましては、歳入歳出を同額とするための調整によるものでございます。

以上、細部説明を終わりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 69ページ、歳出のほうに排水処理施設汚泥処理委託料があります。排水処理をしていく中で汚泥がたまって、それを処理すると。これ自体はそうだよねというところなんですが、必要になる修繕、処理であれば当初で予定しておくということは当然なのかなと思って、昨年度の当初予算も見直してみたんですが、当初で計上された事実というか、されたことは今までなかったようです。毎年やる事業なら当初予算で見込んでおくべきものではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） こちらの汚泥処理につきましては、基本的には管理業者さんと、そのたまり具合といいますか、汚泥がどのぐらいたまっているのかというのを基本にさせていただきながら、随時引き抜きといいますか、汚泥の処理をさせていただいております。施設はもう少し余裕があるんですが、次年度になりますと、年度初め、例えばギンザケの水揚げ等で市場が繁忙期に入りますので、今回は補正予算を計上させていただいて、年内にやりたいというところでございます。

当初に計上するかという部分でございますが、先ほど申したとおり基本的にはたまつたら抜くという対応ですが、次年度以降、毎年度そういうふうに発生するというのが見込まれるのであれば、当初計上というものも考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○ 6番（後藤伸太郎君） 一つ確認しておきますが、水揚げの状況いかんによって1年間処理しなくとも大丈夫ですという年もあるんですか。そのあたりを一応確認したいです。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 過去、ちょっと担当にも確認したんですが、当然抜いていないときもあるというふうに伺っています。（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第29号 令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正  
予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第29号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、訪問看護における医療保険請求のオンライン化に向け、ネットワーク環境の整備を行うため、その所要額を計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第29号令和6年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計補正予算（第1号）の細部を説明させていただきます。

補正予算書は71ページからになります。

今補正につきましては、訪問看護ステーション事業において、本年6月より町長提案理由で申し上げましたとおり、医療保険請求がオンライン化と、それからオンラインの資格確認が導入され運用が開始されたところであります。

このうち、このオンライン請求の本年12月請求分からが、オンライン請求が義務化されるということになりましたので、その対応を図るべく所要額を補正計上させていただいたものでございます。

詳細を訪問看護ステーション事業会計補正予算に関する説明書にて説明いたしますので、74ページ、最終のページであります。御覧いただきたいと思います。

先に支出から御説明させていただきます。

1款1項3目経費におきまして、オンライン化に必要となるパソコン1台の取得費用といたしまして、消耗備品費に10万円を追加し、専用のソフトウェアの導入、回線等の設定費用として、委託料に90万円の、合わせて100万円を計上させていただきました。この費用につきまして、社会保険診療報酬支払基金より医療提供体制整備交付金が交付されますので、収入になります。

1款2項3目その他事業外収益に交付上限額であります42万9,000円を計上し、不足いたしました57万1,000円について、支出に戻ります。1款4項1目予備費を財源調整のため減額としたものでございます。

以上、簡単でございますが細部説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 報告第6号 令和5年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について

日程第18 報告第7号 令和5年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について

○議長（星 喜美男君） 日程第17、報告第6号令和5年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について、日程第18、報告第7号令和5年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について。お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることと決定いたしました。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました報告第6号令和5年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について並びに報告第7号令和5年度決算に基づく南三陸町資金不足比率について御説明申し上げます。

本2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算における財政の健全化に関する比率を算定し、本町監査委員の審査に付しましたので、別冊の令和5年

度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を添えて報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、議案書4ページからとなります。

最初に、報告第6号令和5年度決算に基づく南三陸町健全化判断比率について細部説明をさせていただきます。

健全化判断比率につきましては、毎年度の決算を基に、自治体の財政状況はどのような位置づけにあるのか、これを指標として表したもので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、監査委員の審査に付し、議会に報告することとなっております。

健全化判断比率につきましては、5ページをお開き願います。

5ページに記載しております実質赤字比率から将来負担比率まで4項目で構成されております。

最初に、実質赤字比率につきましては、一般会計における赤字が生じている場合、その赤字が標準財政規模に占める割合を示すもので、同様に次の連結実質赤字比率は、各種特別会計を合算して赤字が出た場合の割合を表すもので、いずれも数値が大きいほど危険が増すという指標でございます。本町の場合、一般会計、各種特別会計とも合算して赤字となっておりませんので、御覧のハイフン表記となっております。

3つ目の実質公債費比率につきましては、一般会計及び企業会計などが負担する元利償還金など、標準財政規模に対する割合で表したもので、こちらは数値が低いほど健全であるということを意味しております。令和5年度は10.6%ございました。令和4年度決算におきましては10.5%でしたので、0.1%上昇している状況であります。参考までに、南三陸町となってからの実質公債費比率につきましては、震災前の平成21年度、22年度決算による14.2%をピークに、令和元年度6.5%まで下降しましたが、その後、公営住宅建設事業債、いわゆる災害公営住宅を建設する際の起債の償還が本格化した令和2年度決算から上昇に転じている状況であります。

4つ目の将来負担比率でございますが、こちらは将来負担すべき負債総額から、現在保有する各種基金と、将来的に公債費の償還に充当する分として交付が見込まれている普通交付税の財源を差し引いて、残る負債額を標準財政規模に比べて数値化する指標でございます。こ

れは数値が大きいほど将来負担が大きいことを意味します。令和4年度におきましてもハイフン表記となっておりますが、計算上、公債費などの将来負担額よりも、各種基金など充当可能財源のほうが多いので、ハイフン表記となっているところでございます。

中段の早期健全化基準の数値につきましては、いわゆる黄色信号の標準値でございますが、下段の財政再生基準の数値につきましては、いわゆる赤信号の基準値を表しているものでございます。これを超えますと、財政再建団体として国から財政面での規制を受けるなどの基準とされるものでございます。

この中で、当町の実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率につきまして、御覽のとおり、いずれも数値には表れておりませんが、唯一、実質公債費比率が数値として表れている状況でございます。しかしながら、これも黄色信号になります早期健全化基準の25%を大きく下回っている状況となっております。

幸い、当町の財政運営の状況につきましては、現時点におきましては健全化判断比率の上で懸念されるような状況ではありませんが、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

続きまして、議案書6ページをお開き願います。

次に、報告第7号令和5年度決算に基づく南三陸町資金不足比率の状況でございます。

これも毎年度決算を基に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条の規定により、議会に報告することとなっております。

7ページをお開き願います。

こちらは各特別会計ごとの資金不足比率を表すものでございますが、いずれの会計とも資金不足が生じておりませんので、ハイフン表記となっております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 次に、監査委員より、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書が提出されております。

職員に審査意見書を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。  
(「なし」の声あり)

ないようありますので、これをもって報告第6号及び報告第7号の件を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時46分 延会